

重要事項説明書（守谷市土塔中央保育所）

保育の提供にあたり、当保育所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

（令和8年4月1日現在）

1 施設運営主体

事業者の名称	守谷市役所
代表者氏名	松丸 修久
法人の所在地	守谷市大柏950番地の1
法人の電話番号	45-1111
定款の目的に定めた事業	守谷市保育所設置条例に基づく保育事業

2 保育園の概要

名称	守谷市土塔中央保育所	
所在地	守谷市百合ヶ丘二丁目2539番地の1	
電話番号	0297-48-1876	
法人創立年月日	昭和56年4月1日	
事業認可年月日	昭和56年4月1日	
施設長氏名	所長 石川 葉子	
利用定員	0歳児	4名
	1歳児	15名
	2歳児	17名
	3歳児	26名
	4歳児	30名
	5歳児	30名
	合計	122名
職員数	34名	
特別保育の実施状況	障がい児保育、延長保育（午後7時まで）	
職員への研修の実施状況	全ての職員に対し年4回程度実施	
嘱託医	よしみ内科胃腸科医院 平尾歯科医院、相良歯科医院	
連携施設	松島保育ルーム・くろーばー	

3 事業の目的・保育理念・目標など

（1）施設の目的及び運営方針

- 1, 保育所は、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設として、保育を必要とする乳児、幼児その他の児童を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- 2, 保育所は、一人一人の児童の最善の利益を考慮し、家庭や地域との連携を図り、共に育ち合うためのふさわしい生活の場を目指すものとする。
- 3, 保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

- 4, 保育所は児童の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5, 保育所は、守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

(2) 保育理念

保護者が安心して預けられる保育所を目指し、子どもひとりひとりが心身ともに健やかに育つよう、保護者の皆さんとのコミュニケーションを大切にする。また、子ども達がくつろいだ雰囲気の中で、のびのびと安定した生活を送れるよう努める

(3) 保育目標

- 1、健康で豊かな感性をもつ子ども
- 2、おおらかで思いやりがある“ひと”を大切にする子ども
- 3、遊びや生活に意欲をもち主体的に取り組む子ども
- 4、のびのびと創造的に自己表現できる子ども
- 5、困難なことにも努力を惜しまず我慢強い子ども

(4) 保育方針

- 1, 子どもが自分のやりたい遊びを十分できるような環境を整え、自発性や個性を尊重し適切な援助を心がける。
- 2, 散歩や戸外での遊びを通して、自然に触れたり、体力づくりをする。
- 3, いきものの飼育や畑作りを通して、慈しむ心や生命の大切さ、仕事する喜びを知らせる
- 4, 各年齢の子供たちや地域の人たちとの交流をもち、思いやりや親しみの心を育てる。
- 5, 落ち着いて、ゆったりとした家庭的な雰囲気を大切に保育し、絵本の読み聞かせなどを通して創造力や豊かな心を育てる。
- 6, 友達との関わりやさまざまな体験を通して、お互いに尊重し合うことや物事の善し悪しを判断して行動する力をつける。

4 施設の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3 0 0 2 . 3 7 m ²
	園庭	2 3 4 5 m ²
園舎	構造	木造平屋建て
	延べ面積	6 7 7 . 9 8 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	2	1 6 . 2 m ² × 2	ひよこ組 (0歳児クラス) もも組 (1歳児クラス) 各1室
ほふく室	1	3 5 . 6 4 m ²	
保育室	4	5 1 . 8 4 m ² × 4	はな組 (2歳児クラス) ゆき組 (3歳児クラス)

			ほし組（4歳児クラス） つき組（5歳児クラス）各1室
遊戯室	1	155.52㎡	
調理室	1	43.74㎡	
医務室	1	6㎡	
調乳室	1	4.86㎡	
事務室	1	45.03㎡	

5 職員体制

職名	正規職員人数	非正規職員人数
所長	1名	
副所長	1名	
主任保育士	1名	
保育士	12名	(日中) 15名 (早番・遅番) 13名
看護師	1名	
栄養士	1名	
事務員		1名
用務員		(委託) 4名
調理師		(委託) 4名
嘱託医		医師1名 歯科医師2名

6 利用認定ごとの提供する日及び提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	午後6時00分～午後7時00分
	保育短時間	8時間以上の利用については、延長保育料が発生します。
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後6時00分 * 別途申請が必要になります。
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

7 保育の内容等（毎日の保育の流れ）

時間	乳児	幼児
7:00	開所	開所
	保育標準時間開始 順次登所	保育標準時間開始 順次登所
8:30	保育短時間開始 順次登所	保育短時間開始 順次登所

	自由遊び	自由遊び
9:30	おやつ	組別保育・縦割り保育
10:00	自由遊び	
11:00	給食準備・給食	給食準備・給食
11:30		(年齢によって前後します)
12:00	おひるね準備・おひるね	
12:30	(年齢によって前後します)	おひるね準備
13:00		おひるね(年齢によって前後します)
15:00	おやつ準備・おやつ	おやつ準備・おやつ
15:30	降所準備	降所準備
16:00	順次降所 自由遊び(戸外)	順次降所 自由遊び(戸外)
16:30	短時間保育終了	短時間保育終了
17:00	自由遊び (室内・季節により時間が異なります)	自由遊び (室内・季節により時間が異なります)
18:00	保育標準時間終了 時間外保育	保育標準時間終了 時間外保育
19:00	閉所	閉所

8 土曜日保育について

保育が必要な場合、利用できます。別途『土曜保育時間利用届』の申請が必要になります。

- ・土曜日の保育時間は、午前7時～午後6時です。利用時間は、勤務時間プラス通勤時間です。
- ・給食を提供します。3歳以上児は280円×喫食日数分が引き落としとなります。キャンセルの場合、発注をしてしまうため返金はできません。
- ・保育が必要な日時は1ヶ月分まとめて申請してください。締切は前月の25日の朝9時までです。

9 利用料金等について

(1) 保育料

保育料は守谷市が決定します。

(2) 延長保育料

- ・保育標準時間認定の方については18時以降(利用者のみ) 100円
- ・保育短時間認定の方(8時間以上過ぎた場合) 1時間100円

(3) 給食費

- ・3～5歳児 月曜日～金曜日 5,600円/月
土曜日 1食280円の喫食数

(4) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

- ① 布団消毒乾燥代 500円/月
- ② 体操服代(3歳児～) 5,830円
- ③ 絵本代(希望者のみ)
- ④ スポーツ振興会費(保険) 年間 約240円

⑤ 修了記念写真代（5歳児のみ）1枚2L 600円

⑥ 野外遠足（4・5歳児）年長児遠足の交通費及び入場料等

⑦ 保育用品

・カラー帽子（全員）	1,020円	・クレヨン（3歳以上児のみ）	720円
・お誕生カード（全員）	270円	・粘土・粘土ケース（3歳以上児のみ）	810円
・名札（2～5歳児）	153円	・カラーペン（3歳以上児のみ）	1,050円
・出席ノート（3～5歳児）	640円	・ワークブック（5歳児のみ）	400円
・お便り袋（新入児のみ）	300円	・ピアニカマウスピース（5歳児のみ）	470円
・雑費袋（新入児のみ）	200円		

※多少の差額が生じる場合があります。

10 給食（食育）について

給食の方針	四季折々の旬の食材を用いたバランスの良い食事を提供し、乳幼児の心身の成長発達と健康増進を図るとともに、給食を通じて食事のマナーや望ましい食習慣を確立する
昼食・おやつ	保育所で自園調理を行っています。 保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表を配信します。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を保育所に提出してください。個別にご相談の上、診断書（又は指示書）に基づき除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。

11 年間行事予定

4月	入所・進級式 ○親子親睦会	10月	○運動会（3・4・5歳児）
5月	さつまいも苗植え	11月	遠足（4・5歳児） さつまいも掘り ○個別面談又は、保育参加
6月	年長児チャレンジデイ プール開き	12月	クリスマス会
7月	○夏祭り	2月	○保育参観 節分 豆まき
9月	○引き渡し訓練	3月	修了・進級を祝う会 ○修了式（年長児保護者のみ）

※ ○印は保護者が参加する行事です。

●毎月の行事

- ・お弁当の日（毎月第1水曜日）
- ・避難訓練
- ・定期身体測定（身長・体重）

●その他

- ・季節の行事（七夕・節分等）
- ・交通安全指導

※ 変更になることもありますので、おたより、掲示板などをご覧ください。

1 2 健康管理等

(健康診断)

健康診断	入所時のほか、定期的な健康診断を次のように実施します。 ・健康診断 年2回 ・歯科検診 年2回 ・尿検査 年2回(3・4・5歳児)
身体測定	毎月1回身長・体重の測定を行います。

(嘱託医)

	内科	歯科	
医療機関の名称	よしみ内科胃腸科医院	平尾歯科医院	相良歯科医院
所在地	守谷市百合ヶ丘 2-2649-41	守谷市本町 539-3	守谷市本町 7
医師名	小林 禎	平尾 修	相良 高一
電話番号	0297-48-4891	0297-48-3748	0297-45-0003

1 3 緊急時の対応方法

保育の提供中、お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合、すみやかに保護者または緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、保育所の判断に任せさせていただきますのでご了承ください。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	・窓口担当者 所長 石川 葉子 副所長 三保谷 幸子 主任保育士 立野 ひとみ ・ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分 ・電話番号 48-1876
第三者委員	内田 百合子 48-0718 池原 京子 48-4035

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防火管理者	石川 葉子
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
保険の内容	児童災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して給付
保険金額	240円

17 地域の子育て支援について

- 園庭開放の実施
- 子育て電話相談の実施

重要事項説明書 同意書

当所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：守谷市土塔中央保育所

説明者職氏名： 所長 石川 葉子

私は、本書面に基づいて守谷市土塔中央保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行が図れるよう、修了にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ほかの保育所等へ転園する場合、兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・緊急連絡網の作成について
- ・ホームページ等に写真を掲載すること。

(本人が特定できる写真については、再度同意を求めます)

守谷市土塔中央保育所

所長 石川 葉子 宛

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印